

令和 7 年

市 議 会 8 月 定 例 会 議 案

掛 川 市

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
議案第81号	令和7年度掛川市一般会計補正予算（第3号）について	5
議案第82号	令和7年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	53
議案第83号	令和7年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について	77
議案第84号	令和7年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	93
議案第85号	令和7年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第1号）について	107
議案第86号	掛川市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	119
議案第87号	掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	125
議案第88号	掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	139
議案第89号	掛川市消防団条例の一部改正について	143
議案第90号	東遠学園組合規約の変更について	145
議案第91号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市老人福祉センター）	147
議案第92号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ききょう荘）	149
議案第93号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市児童館）	151
議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市自転車等駐車場）	153
議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市駅周辺駐車場）	155
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川大手門駐車場）	157
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について（森林果樹公園）	159
議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川城公園駐車場）	161

議 案 番 号	件 名	頁
議案第99号	令和6年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について	163
議案第100号	令和6年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について	165
議案第101号	令和6年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分について	167
認第1号 ～認第11号	令和6年度掛川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認第12号 ～認第16号	令和6年度掛川市公営企業会計決算の認定について	別冊
報告第4号	健全化判断比率の報告について	169
報告第5号	資金不足比率の報告について	171

議案第 8 1 号

令和 7 年度掛川市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度掛川市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ169,743千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,711,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方特例交付金		千円 173,213	千円 △10,694	千円 162,519
	1 地方特例交付金	139,000	△12,094	126,906
	3 定額減税減収補填特例 交付金	900	1,400	2,300
11 地方交付税		4,750,000	△56,357	4,693,643
	1 地方交付税	4,750,000	△56,357	4,693,643
15 国庫支出金		8,655,779	142,159	8,797,938
	1 国庫負担金	4,534,599	2,333	4,536,932
	2 国庫補助金	4,037,901	139,826	4,177,727
16 県支出金		6,047,098	6,466	6,053,564
	1 県負担金	2,300,504	1,166	2,301,670
	2 県補助金	3,459,725	5,300	3,465,025
19 繰入金		3,692,044	△1,366,060	2,325,984
	1 基金繰入金	3,692,044	△1,366,060	2,325,984
20 繰越金		30,000	1,410,729	1,440,729
	1 繰越金	30,000	1,410,729	1,440,729
22 市債		6,773,900	43,500	6,817,400
	1 市債	6,773,900	43,500	6,817,400
歳 入 合 計		61,541,880	169,743	61,711,623

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 8,614,130	千円 1,276	千円 8,615,406
	1 総務管理費	7,310,365	1,276	7,311,641
3 民生費		18,822,615	139,581	18,962,196
	1 社会福祉費	8,170,770	130,562	8,301,332
	2 児童福祉費	9,846,088	9,019	9,855,107
8 土木費		6,087,786	15,200	6,102,986
	5 住宅費	342,135	15,200	357,335
10 教育費		7,615,059	58,729	7,673,788
	1 教育総務費	353,561	18,685	372,246
	2 小学校費	2,270,826	11,596	2,282,422
	3 中学校費	645,479	28,448	673,927
12 公債費		5,125,490	△45,043	5,080,447
	1 公債費	5,125,490	△45,043	5,080,447
歳 出 合 計		61,541,880	169,743	61,711,623

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
市民課窓口業務委託（令和7年度分）	自 令和 7 年度	619,751
	至 令和 12 年度	
城東学園小中一貫校測量設計業務委託	自 令和 7 年度	64,000
	至 令和 8 年度	

2. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
城東学園小中一貫校基本設計・実施設計業務委託	自 令和 7 年度	225,858
	至 令和 8 年度	
	自 令和 7 年度	225,858
	至 令和 9 年度	

第3表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
教育債 (43,500増)	学校施設環境改善事業 (26,700増)	137,600	証書借入	政府資金は 指定利率。 そ の 他 は 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することがで きる。
		164,300			
	不登校児童生徒教育 支援室整備事業 (16,800増)	1,600			
		18,400			
合 計 (43,500増)		6,773,900			
		6,817,400			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	21,446,660	34.8		21,446,660	34.7
2 地方譲与税	567,500	0.9		567,500	0.9
3 利子割交付金	9,000	0.0		9,000	0.0
4 配当割交付金	184,000	0.3		184,000	0.3
5 株式等譲渡所得割交付金	303,000	0.5		303,000	0.5
6 法人事業税交付金	344,000	0.6		344,000	0.6
7 地方消費税交付金	3,278,000	5.3		3,278,000	5.3
8 ゴルフ場利用税交付金	64,000	0.1		64,000	0.1
9 環境性能割交付金	101,000	0.2		101,000	0.2
10 地方特例交付金	173,213	0.3	△10,694	162,519	0.3
11 地方交付税	4,750,000	7.7	△56,357	4,693,643	7.6
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0.0		16,000	0.0
13 分担金及び負担金	153,618	0.3		153,618	0.2
14 使用料及び手数料	541,900	0.9		541,900	0.9
15 国庫支出金	8,655,779	14.1	142,159	8,797,938	14.3
16 県支出金	6,047,098	9.8	6,466	6,053,564	9.8
17 財産収入	86,122	0.1		86,122	0.1
18 寄附金	1,021,111	1.7		1,021,111	1.7
19 繰入金	3,692,044	6.0	△1,366,060	2,325,984	3.8
20 繰越金	30,000	0.0	1,410,729	1,440,729	2.3
21 諸収入	3,303,935	5.4		3,303,935	5.4
22 市債	6,773,900	11.0	43,500	6,817,400	11.0
歳入合計	61,541,880	100.0	169,743	61,711,623	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	266,104	% 0.4	
2 総務費	8,614,130	14.0	1,276
3 民生費	18,822,615	30.6	139,581
4 衛生費	6,503,348	10.6	
5 労働費	1,517,092	2.5	
6 農林水産業費	3,224,192	5.2	
7 商工費	1,034,476	1.7	
8 土木費	6,087,786	9.9	15,200
9 消防費	2,500,708	4.1	
10 教育費	7,615,059	12.4	58,729
11 災害復旧費	193,884	0.3	
12 公債費	5,125,490	8.3	△45,043
13 予備費	36,996	0.0	
歳 出 合 計	61,541,880	100.0	169,743

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
	%				
266,104	0.4				
8,615,406	14.0				1,276
18,962,196	30.7	137,325			2,256
6,503,348	10.5				
1,517,092	2.5				
3,224,192	5.2				
1,034,476	1.7				
6,102,986	9.9	11,300			3,900
2,500,708	4.1				
7,673,788	12.4		43,500		15,229
193,884	0.3				
5,080,447	8.2				△45,043
36,996	0.1				
61,711,623	100.0	148,625	43,500		△22,382

2 歳 入

1 0 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方特例交付金	補正前 139,000 補正額 △12,094 計 126,906	1 地方特例交付金	△12,094
計	補正前 139,000 補正額 △12,094 計 126,906		

1 0 款 地方特例交付金

3 項 定額減税減収補填特例交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 定額減税減収補填特例交付金	補正前 900 補正額 1,400 計 2,300	1 定額減税減収補填 特例交付金	1,400

(単位：千円)

説 明	備 考
地方特例交付金 既決予算額 139,000 補正後予算額 126,906 △12,094	

(単位：千円)

説 明	備 考
定額減税減収補填特例交付金 既決予算額 900 補正後予算額 2,300 1,400	

10款 地方特例交付金

1 0 款 地方特例交付金

3 項 定額減税減収補填特例交付金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	900		
	補正額		
	1,400		
計			
	2,300		

(単位：千円)

説 明	備 考

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 地方交付税	補正前 4,750,000 補正額 △56,357 計 4,693,643	1 普通地方交付税	△56,357
計	補正前 4,750,000 補正額 △56,357 計 4,693,643		

(単位：千円)

説 明	備 考
普通地方交付税 △56,357 既決予算額 4,000,000 補正後予算額 3,943,643 基準財政需要額 (A) 23,491,232 基準財政収入額 (B) 19,535,245 交付基準額 (C) = (A) - (B) 3,955,987 調整額 (D) 12,344 交付決定額 (C) - (D) 3,943,643	

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	補正前 4, 434, 670 補正額 2, 333 計 4, 437, 003	9 ひとり親家庭等支援費国庫負担金	2, 333
計	補正前 4, 534, 599 補正額 2, 333 計 4, 536, 932		

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	補正前 2, 557, 538 補正額 133, 826 計 2, 691, 364	7 ひとり親家庭等支援費国庫補助金 12 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	3, 264 130, 562

(単位：千円)

説 明	備 考
母子生活支援施設措置費負担金 既決予算額 450 補正後予算額 2,783 5,567×1/2	2,333

(単位：千円)

説 明	備 考
母子家庭自立支援給付費補助金 既決予算額 2,585 補正後予算額 5,849 (1,100+6,699)×3/4	3,264
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（令和6年度国補正） 既決予算額 437,139 補正後予算額 567,701 567,701×10/10	130,562

15款 国庫支出金

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 土木費国庫補助金	補正前	9 建築防災対策費国 庫補助金	6,000
	713,460		
	補正額		
	6,000		
	計		
	719,460		
計	補正前		
	4,037,901		
	補正額		
	139,826		
	計		
	4,177,727		

(単位：千円)

説 明	備 考
地震対策木造住宅耐震補強事業費補助金 既決予算額 19,050 補正後予算額 25,050 150×9戸+200×6戸+300×5戸+500×42戸 6,000	

1 6 款 県支出金

1 項 県負担金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 民生費県負担金	補正前 2, 288, 604 補正額 1, 166 計 2, 289, 770	9 ひとり親家庭等支援費県負担金	1, 166
計	補正前 2, 300, 504 補正額 1, 166 計 2, 301, 670		

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
6 土木費県補助金	補正前 41, 876 補正額 5, 300 計 47, 176	3 建築防災対策費県補助金	5, 300

(単位：千円)

説 明	備 考
母子生活支援施設措置費負担金 既決予算額 225 補正後予算額 1,391 5,567×1/4	1,166

(単位：千円)

説 明	備 考
地震対策木造住宅耐震補強事業費補助金 既決予算額 13,025 補正後予算額 18,325 75×9戸+100×11戸+150×5戸+300×10戸+400×32戸	5,300

1 6 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
計	補正前		
	3,459,725		
	補正額		
	5,300		
	計		
	3,465,025		

(単位：千円)

説 明	備 考

1 9 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 3, 692, 044 補正額 △1, 366, 060 計 2, 325, 984	1 基金繰入金	△1, 366, 060
計	補正前 3, 692, 044 補正額 △1, 366, 060 計 2, 325, 984		

(単位：千円)

説	明	備	考
財政調整基金繰入金	△1,366,060		
既決予算額 1,837,978	補正後予算額 471,918		

19款 繰入金

2 0 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 30,000 補正額 1,410,729 計 1,440,729	1 繰越金	1,410,729
計	補正前 30,000 補正額 1,410,729 計 1,440,729		

(単位：千円)

[illegible]

20款 繰越金

2 2 款 市債

1 項 市債

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
7 教育債	補正前 1, 029, 300 補正額 43, 500 計 1, 072, 800	1 義務教育施設整備 事業債	43, 500
計	補正前 6, 773, 900 補正額 43, 500 計 6, 817, 400		

(単位：千円)

説 明	備 考
学校施設環境改善事業 26,700 既決予算額 137,600 補正後予算額 164,300 不登校児童生徒教育支援室整備事業 16,800 既決予算額 1,600 補正後予算額 18,400	

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
32 地域振興推進費	補正前	一般財源	18 負担金補助及び交付金	1,276
	6,285	1,276		
	補正額			
	1,276			
計	計			
	7,561			
計	補正前	一般財源		
	7,310,365	1,276		
	補正額			
	1,276			
計	計			
	7,311,641			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 中山間地域振興推進費 1,276 既決予算額 5,593 補正後予算額 6,869 中山間地域振興拠点施設改修費負担金 1,276 (追加)	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
20 物価高騰対応重点支援給 付金給付事業費	補正前	国県支出金	11 役務費	3,752
	437,139	130,562	18 負担金補助及び交 付金	126,810
	補正額			
	130,562			
	計			
	567,701			
計	補正前	国県支出金		
	8,170,770	130,562		
	補正額			
	130,562			
	計			
	8,301,332			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
10 ひとり親家庭等支援費	補正前	国県支出金	19 扶助費	9,019
	316,460	6,763		
	補正額	一般財源		
	9,019	2,256		
	計			
	325,479			

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

備 考	明	説
	1, 000	1 自立支援教育訓練給付事業費
	1, 100	既決予算額 100 補正後予算額 1, 100
		自立支援教育訓練給付金 1, 100 (1, 000増)
	3, 352	2 高等職業訓練促進事業費
	6, 699	既決予算額 3, 347 補正後予算額 6, 699
		高等職業訓練促進費 6, 624 (3, 302増)
		修了一時金 75 (50増)
	4, 667	3 母子生活支援施設措置事業費
	10, 786	既決予算額 6, 119 補正後予算額 10, 786
		母子生活支援施設措置費 5, 567 (4, 667増)

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	国県支出金		
	9,846,088	6,763		
	補正額	一般財源		
	9,019	2,256		
計	9,855,107			

(単位：千円)

説 明	備 考

8 款 土木費

5 項 住宅費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
3 建築防災対策費	補正前	国県支出金	18 負担金補助及び交付金	15,200
	68,027	11,300		
	補正額	一般財源		
	15,200	3,900		
	計			
	83,227			
計	補正前	国県支出金		
	342,135	11,300		
	補正額	一般財源		
	15,200	3,900		
	計			
	357,335			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 木造住宅耐震補強工事補助事業費 15,200 既決予算額 42,875 補正後予算額 58,075 木造住宅耐震補強事業費補助金 49,200 (15,200増)	

10款 教育費

1項 教育総務費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
5 教育センター運営費	補正前	地方債	12 委託料	990
	25,320	16,800	13 使用料及び賃借料	29
	補正額	一般財源	14 工事請負費	17,666
	18,685	1,885		
計	44,005			
計	補正前	地方債		
	353,561	16,800		
	補正額	一般財源		
	18,685	1,885		
計	372,246			

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 小学校管理費	補正前	一般財源	12 委託料	1,500
	582,826	11,450	14 工事請負費	9,950
	補正額			
	11,450			
計	594,276			
4 (小学校)教育振興基本 計画推進費	補正前	一般財源	18 負担金補助及び交 付金	146
	107,730	146		
	補正額			
	146			
計	107,876			

(単位：千円)

説	明	
1 教育センター管理運営事業費 既決予算額 12,633 補正後予算額 31,318 工事監理委託料 990（追加） 回線使用料 29（追加） 補修工事費 17,666（追加）		

(単位：千円)

説	明	備	考
1 小学校施設管理費	11,450		
既決予算額 197,742	補正後予算額 209,192		
実施設計委託料 2,500 (1,500増)			
補修工事費 54,950 (9,950増)			
1 教育振興管理費	146		
既決予算額 79,392	補正後予算額 79,538		
小笠地区定住外国人児童生徒就学促進連絡協議会負担金 6,412 (146増)			

10款 教育費

1 0 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	2,270,826	11,596		
	補正額			
	11,596			
計				
	2,282,422			

1 0 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 中学校管理費	補正前	地方債	12 委託料	4,000
	316,766	26,700		
	補正額	一般財源	14 工事請負費	24,448
	28,448	1,748		
計				
	345,214			
7 中学校施設整備費	補正前		12 委託料	0
	104,956			
	補正額			
	0			
計				
	104,956			

(単位：千円)

説	明	備	考

(単位：千円)

説	明	備	考
1 中学校施設管理費	28,448		
既決予算額 109,459	補正後予算額 137,907		
実施設計委託料 3,000	(2,000増)		
工事監理委託料 3,900	(2,000増)		
補修工事費 49,448	(24,448増)		
1 原野谷学園小中一貫校整備事業費	26,000		
既決予算額 44,732	補正後予算額 70,732		
測量調査委託料 26,000	(追加)		
2 城東学園小中一貫校整備事業費	△26,000		
既決予算額 60,224	補正後予算額 34,224		
測量設計委託料 34,000	(追加)		
基本設計委託料	(△60,000皆減)		

1 0 款 教育費

3 項 中学校費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	地方債		
	645,479	26,700		
	補正額	一般財源		
	28,448	1,748		
計	673,927			

(単位：千円)

説明	備考

1 2 款 公債費

1 項 公債費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 元金	補正前 4,930,722 補正額 △4,759 計 4,925,963	一般財源 △4,759	22 償還金利息及び割引料	△4,759
2 利息	補正前 194,768 補正額 △40,284 計 154,484	一般財源 △40,284	22 償還金利息及び割引料	△40,284
計	補正前 5,125,490 補正額 △45,043 計 5,080,447	一般財源 △45,043		

(単位：千円)

説	明	備 考
1 長期債償還元金	△4,759	
既決予算額 4,930,722	補正後予算額 4,925,963	
臨時財政対策債 1,831,558 (△4,759減)		
1 長期債償還利子	△40,284	
既決予算額 193,268	補正後予算額 152,984	
総務債 10,211 (△12,064減)		
民生債 5,663 (△408減)		
衛生債 11,008 (△1,184減)		
農林水産債 3,507 (△434減)		
土木債 46,889 (△21,359減)		
消防債 10,575 (△6,691減)		
教育債 17,017 (△3,369減)		
辺地対策債 1,281 (△236減)		
災害復旧債 1,405 (△4,402減)		
臨時財政対策債 44,531 (9,863増)		

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和6年度末までの
支出額の見込及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

1. 債務負担に係るもの

上段：補正前 下段：補正後

(単位 千円)

事 項	限度額	R6年度末までの支出見込額		R7年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期間	金 額	期間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
城東学園小中一貫校基本設計・実施設計業務委託	225,858			R7 ～ R8	225,858			225,858	
	225,858			R7 ～ R9	225,858			225,858	
市民課窓口業務委託(令和7年度分)									
	619,751			R7 ～ R12	619,751	152,381		136,465	330,905
城東学園小中一貫校測量設計業務委託									
	64,000			R7 ～ R8	64,000			64,000	

地方債の令和5年度末現在高並びに令和6年度末及び
令和7年度末における現在高の見込に関する調書

(上段:補正前 下段:補正後) (単位 千円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高見込額	令和7年度中増減見込額		令和7年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還 見込額	
1. 普通債	19,735,428	21,967,184	(413,400)	2,946,523	(413,400)
			6,721,700		25,742,361
			(413,400)		(413,400)
			6,765,200		25,785,861
(1) 総務債	262,876	1,688,496	1,658,700	26,185	3,321,011
(2) 民生債	2,967,015	2,671,039	(3,400)	444,891	(3,400)
			123,900		2,350,048
(3) 衛生債	1,191,466	1,059,364	189,400	216,180	1,032,584
(4) 農林水産債	1,009,632	939,547	176,800	154,810	961,537
(5) 土木債	9,144,191	9,934,816	(386,900)	1,102,834	(386,900)
			2,565,500		11,397,482
(6) 消防債	693,984	1,556,349	925,400	167,587	2,314,162
(7) 教育債	4,082,144	3,747,244	(7,400)	772,401	(7,400)
			1,029,300		4,004,143
			(7,400)		(7,400)
			1,072,800		4,047,643
(8) 辺地債	384,120	370,329	(15,700)	61,635	(15,700)
			52,700		361,394
2. 災害復旧債	238,566	282,483	(83,100)	23,858	(83,100)
			45,500		304,125
3. その他	20,618,209	18,665,189	6,700	1,960,341	16,711,548
				1,955,582	16,716,307
(1) 災害援護資金			6,700		6,700
(2) 住民税等減税補てん債	88,998	45,643		31,220	14,423
(3) 臨時財政対策債	19,758,673	18,078,266		1,836,317	16,241,949
				1,831,558	16,246,708
(4) 減収補てん債	770,538	541,280		92,804	448,476
合 計	40,592,203	40,914,856	(496,500)	4,930,722	(496,500)
			6,773,900		42,758,034
			(496,500)	4,925,963	(496,500)
			6,817,400		42,806,293

※()外書:令和6年度繰越分

議案第 8 2 号

令和 7 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 223,353 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,858,278 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金		千円 20,000	千円 184,026	千円 204,026
	1 繰越金	20,000	184,026	204,026
7 諸収入		28,180	31,275	59,455
	3 雑入	10,693	31,275	41,968
8 国庫支出金		0	8,052	8,052
	1 国庫補助金	0	8,052	8,052
歳 入 合 計		11,634,925	223,353	11,858,278

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 174,951	千円 8,052	千円 183,003
	2 徴税費	44,664	8,052	52,716
3 国民健康保険事業費納 付金		3,082,813	△3,923	3,078,890
	1 医療給付費分	2,088,018	△21,753	2,066,265
	2 後期高齢者支援金等分	754,107	19,433	773,540
	3 介護納付金分	240,688	△1,603	239,085
5 基金積立金		355	175,576	175,931
	1 基金積立金	355	175,576	175,931
7 諸支出金		15,000	43,648	58,648
	1 償還金及び還付加算金	15,000	43,648	58,648
歳 出 合 計		11,634,925	223,353	11,858,278

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 国民健康保険税	2,186,386	18.8		2,186,386	18.4
2 使用料及び手数料	9	0.0		9	0.0
3 県支出金	8,353,726	71.8		8,353,726	70.5
4 財産収入	355	0.0		355	0.0
5 繰入金	1,046,269	9.0		1,046,269	8.8
6 繰越金	20,000	0.2	184,026	204,026	1.7
7 諸収入	28,180	0.2	31,275	59,455	0.5
8 国庫支出金			8,052	8,052	0.1
歳入合計	11,634,925	100.0	223,353	11,858,278	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 総務費	174,951	% 1.5	8,052
2 保険給付費	8,235,325	70.8	
3 国民健康保険事業費納付金	3,082,813	26.5	△3,923
4 保健事業費	122,587	1.1	
5 基金積立金	355	0.0	175,576
6 公債費	200	0.0	
7 諸支出金	15,000	0.1	43,648
8 予備費	3,694	0.0	
歳 出 合 計	11,634,925	100.0	223,353

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他の	
183,003	1.5	8,052			
8,235,325	69.5				
3,078,890	26.0				△3,923
122,587	1.0				
175,931	1.5				175,576
200	0.0				
58,648	0.5			31,275	12,373
3,694	0.0				
11,858,278	100.0	8,052		31,275	184,026

2 歳 入

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20,000 補正額 184,026 計 204,026	1 繰越金	184,026
計	補正前 20,000 補正額 184,026 計 204,026		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 184,026 既決予算額 20,000 補正後予算額 204,026 令和6年度決算見込額 歳入(A) 11,710,460,347円 歳出(B) 11,506,433,958円 繰越金(A)－(B) 204,026,389円	

7 款 諸収入

3 項 雑入

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
4 雑入	補正前	1 雑入	31,275
	1		
	補正額		
	31,275		
計	計		
	31,276		
	補正前		
	10,693		
計	補正額		
	31,275		
	計		
	41,968		

(単位：千円)

説 明	備 考
静岡県国民健康保険連合会雑入 追加 31,275	

8 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 子ども・子育て支援事業費補助金	補正前	1 子ども・子育て支援事業費補助金	8,052
	0		
	補正額		
	8,052		
計	計		
	8,052		
計	補正前		
	0		
	補正額		
	8,052		
	計		
	8,052		

(単位：千円)

説 明	備 考
子ども・子育て支援事業費補助金 追加 8,052×10/10 8,052	

3 歳 出

1 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 賦課徴税費	補正前 44,664 補正額 8,052 計 52,716	国県支出金 8,052	12 委託料	8,052
計	補正前 44,664 補正額 8,052 計 52,716	国県支出金 8,052		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 課税事務費 8,052 既決予算額 9,937 補正後予算額 17,989 システム改修委託料 8,052 (追加)	

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 医療給付費分	補正前 2,088,018 補正額 △21,753 計 2,066,265	一般財源 △21,753	18 負担金補助及び交付金	△21,753
計	補正前 2,088,018 補正額 △21,753 計 2,066,265	一般財源 △21,753		

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 後期高齢者支援金等分	補正前 754,107 補正額 19,433 計 773,540	一般財源 19,433	18 負担金補助及び交付金	19,433

(単位：千円)

説	明	備	考
1 医療給付費分	△21,753		
既決予算額 2,088,018	補正後予算額 2,066,265		

(単位：千円)

説	明	備	考
1 後期高齢者支援金等分	19,433		
既決予算額 754,107	補正後予算額 773,540		

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
計	補正前	一般財源		
	754,107	19,433		
	補正額			
	19,433			
計				
	773,540			

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 介護納付金分	補正前	一般財源	18 負担金補助及び交	△1,603
	240,688	△1,603	付金	
	補正額			
	△1,603			
計				
	239,085			
計	補正前	一般財源		
	240,688	△1,603		
	補正額			
	△1,603			
計				
	239,085			

(単位：千円)

説 明	備 考

(単位：千円)

説 明	備 考
1 介護納付金分 △1,603 既決予算額 240,688 補正後予算額 239,085	

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 国民健康保険事業基金積立金	補正前	一般財源	24 積立金	175,576
	355	175,576		
	補正額			
	175,576			
計	計			
	175,931			
計	補正前	一般財源		
	355	175,576		
	補正額			
	175,576			
計	計			
	175,931			

(単位：千円)

説 明		備 考
1 基金積立金費	175,576	
既決予算額 355 補正後予算額 175,931		

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
3 償還金	補正前	その他	22 償還金利子及び割引料	43,648
	0	31,275		
	補正額	一般財源		
	43,648	12,373		
	計			
	43,648			
計	補正前	その他		
	15,000	31,275		
	補正額	一般財源		
	43,648	12,373		
	計			
	58,648			

(単位：千円)

説 明		備 考
1 保険給付費等交付金返還金	31,275	
追加		
2 保険給付費等交付金償還金	12,373	
追加		

議案第 83 号

令和 7 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,791 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,863,444 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 1,000	千円 7,734	千円 8,734
	1 繰越金	1,000	7,734	8,734
6 国庫支出金		0	2,057	2,057
	1 国庫補助金	0	2,057	2,057
歳 入 合 計		1,853,653	9,791	1,863,444

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 40,354	千円 2,057	千円 42,411
	2 徴収費	7,348	2,057	9,405
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,740,697	7,734	1,748,431
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,740,697	7,734	1,748,431
歳 出 合 計		1,853,653	9,791	1,863,444

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 後期高齢者医療保険料	1,466,143	79.1		1,466,143	78.7
2 使用料及び手数料	1	0.0		1	0.0
3 繰入金	383,808	20.7		383,808	20.6
4 繰越金	1,000	0.1	7,734	8,734	0.5
5 諸収入	2,701	0.1		2,701	0.1
6 国庫支出金			2,057	2,057	0.1
歳入合計	1,853,653	100.0	9,791	1,863,444	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 総務費	40,354	% 2.2	2,057
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,740,697	93.9	7,734
3 保健事業費	69,902	3.8	
4 公債費	100	0.0	
5 諸支出金	2,600	0.1	
歳 出 合 計	1,853,653	100.0	9,791

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他の	
42,411	2.3%	2,057			
1,748,431	93.8				7,734
69,902	3.8				
100	0.0				
2,600	0.1				
1,863,444	100.0	2,057			7,734

2 歳 入

4 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 1,000 補正額 7,734 計 8,734	1 繰越金	7,734
計	補正前 1,000 補正額 7,734 計 8,734		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 7,734 既決予算額 1,000 補正後予算額 8,734 令和6年度決算見込額 歳入(A) 1,787,296,886円 歳出(B) 1,778,563,586円 繰越金(A)－(B) 8,733,300円	

6 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 子ども・子育て支援事業費補助金	補正前 0 補正額 2,057 計 2,057	1 子ども・子育て支援事業費補助金	2,057
計	補正前 0 補正額 2,057 計 2,057		

(単位：千円)

説 明	備 考
子ども・子育て支援事業費補助金 追加 2,057×10/10 2,057	

3 歳 出

1 款 総務費

2 項 徴収費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 徴収費	補正前	国県支出金	12 委託料	2,057
	7,348	2,057		
	補正額			
	2,057			
計	計			
	9,405			
計	補正前	国県支出金		
	7,348	2,057		
	補正額			
	2,057			
計	計			
	9,405			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 徴収費 2,057 既決予算額 7,348 補正後予算額 9,405 システム改修委託料 2,057 (追加)	

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 後期高齢者医療広域連合 納付金	補正前 1,740,697 補正額 7,734 計 1,748,431	一般財源 7,734	18 負担金補助及び交 付金	7,734
計	補正前 1,740,697 補正額 7,734 計 1,748,431	一般財源 7,734		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 後期高齢者医療広域連合納付金 7,734 既決予算額 1,740,697 補正後予算額 1,748,431	

議案第 84 号

令和 7 年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 270,473 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,818,629 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 20	千円 270,473	千円 270,493
	1 繰越金	20	270,473	270,493
歳 入 合 計		10,548,156	270,473	10,818,629

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		千円 2,674	千円 158,412	千円 161,086
	1 基金積立金	2,674	158,412	161,086
5 諸支出金		2,920	112,061	114,981
	1 償還金及び還付加算金	2,920	112,061	114,981
歳 出 合 計		10,548,156	270,473	10,818,629

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 保険料	2,369,120	22.5		2,369,120	21.9
2 分担金及び負担金	45,620	0.4		45,620	0.4
3 国庫支出金	1,996,462	18.9		1,996,462	18.5
4 支払基金交付金	2,700,304	25.6		2,700,304	25.0
5 県支出金	1,496,766	14.2		1,496,766	13.8
6 財産収入	2,674	0.0		2,674	0.0
7 繰入金	1,922,234	18.2		1,922,234	17.8
8 繰越金	20	0.0	270,473	270,493	2.5
9 諸収入	14,956	0.2		14,956	0.1
歳入合計	10,548,156	100.0	270,473	10,818,629	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 総務費	270,651	% 2.6	
2 保険給付費	10,271,211	97.4	
3 基金積立金	2,674	0.0	158,412
4 公債費	700	0.0	
5 諸支出金	2,920	0.0	112,061
歳 出 合 計	10,548,156	100.0	270,473

(単位：千円)

計	構成比	補正額の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国	県	支出金		地方債
270,651	2.5					
10,271,211	94.9					
161,086	1.5					158,412
700	0.0					
114,981	1.1					112,061

2 歳 入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 20 補正額 270,473 計 270,493	1 繰越金	270,473
計	補正前 20 補正額 270,473 計 270,493		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 270,473 既決予算額 20 補正後予算額 270,493 令和6年度決算見込額 歳入(A) 10,408,616,519円 歳出(B) 10,138,122,702円 繰越金(A)－(B) 270,493,817円	

3 歳 出

3 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 給付支払準備基金積立金	補正前	一般財源	24 積立金	158,412
	2,674	158,412		
	補正額			
	158,412			
計	計			
	161,086			
計	補正前	一般財源		
	2,674	158,412		
	補正額			
	158,412			
計	計			
	161,086			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 給付支払準備基金積立金費 158,412 既決予算額 2,674 補正後予算額 161,086	

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
2 給付費精算返還金	補正前	一般財源	22 償還金利子及び割	106,309
	10	106,309	引料	
	補正額			
	106,309			
3 地域支援事業費精算返還金	計			5,752
	106,319			
	補正前	一般財源	22 償還金利子及び割	
	10	5,752	引料	
計	補正額			112,061
	5,752			
	計			
	5,762			
計	補正前	一般財源		114,981
	2,920	112,061		
	補正額			
	112,061			
計	計			114,981
	114,981			

(単位：千円)

説 明		備 考
1 給付費精算返還金	106,309	
既決予算額 10 補正後予算額 106,319		
1 地域支援事業費精算返還金	5,752	
既決予算額 10 補正後予算額 5,762		

議案第 85 号

令和 7 年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,724千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 29 日提出

掛川市長 久保田 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		千円 100	千円 △38	千円 62
	1 繰越金	100	△38	62
歳 入 合 計		75,762	△38	75,724

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 75,262	千円 △38	千円 75,224
	1 駅周辺施設管理費	75,262	△38	75,224
歳 出 合 計		75,762	△38	75,724

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 使用料及び手数料	48	0.1		48	0.1
2 繰越金	100	0.1	△38	62	0.1
3 諸収入	75,614	99.8		75,614	99.8
歳入合計	75,762	100.0	△38	75,724	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 駅周辺施設管理費	75,262	% 99.3	△38
2 予備費	500	0.7	
歳 出 合 計	75,762	100.0	△38

(単位：千円)

計	構成比	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源		そ の 他	一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債		
75,224	99.3				△38
500	0.7				
75,724	100.0				△38

2 歳 入

2 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 繰越金	補正前 100 補正額 △38 計 62	1 繰越金	△38
計	補正前 100 補正額 △38 計 62		

(単位：千円)

説 明	備 考
繰越金 △38 既決予算額 100 補正後予算額 62 令和6年度決算見込額 歳入 (A) 141,573,243円 歳出 (B) 141,511,741円 繰越金 (A) - (B) 61,502円	

3 歳 出

1 款 駅周辺施設管理費

1 項 駅周辺施設管理費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
1 駅周辺施設管理費	補正前 75,262 補正額 △38 計 75,224	一般財源 △38	24 積立金	△38
計	補正前 75,262 補正額 △38 計 75,224	一般財源 △38		

(単位：千円)

説 明	備 考
1 駐車・駐輪場運営費 △38 既決予算額 34,082 補正後予算額 34,044 中心市街地活性化基金積立金 19,419 (△38減)	

議案第 8 6 号

掛川市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

掛川市個人番号の利用に関する条例（平成27年掛川市条例第38号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

掛川市個人番号の利用に関する条例（平成27年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。	(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による<u>ほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 住登外者 本市の住民基本台帳に記録されていない者であつて、市民とは別に管理しておく必要があるものをいう。</u> <u>(2) 住登外者宛名番号管理機能 住登外者宛名番号（住登外者を特定するための番号をいう。）を付番し、及び管理する機能をいう。</u> <u>(3) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。</u>
(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>市長が行う別表の左欄に掲げる事務及び特定個人番号利用事務</u>とする。	(個人番号の利用範囲) 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>次に掲げる事務</u>とする。 <u>(1) 市長が行う別表の左欄に掲げる事務</u> <u>(2) 市長が行う特定個人番号利用事務</u> <u>(3) 市長が住登外者宛名情報を利用して行う法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）</u> <u>(4) 市長が行う住登外宛名情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの</u>
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
	<u>4 市長は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）を処理するために必要な</u>

4 前2項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。	限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。 5 第2項又は第3項の規定による特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。
---	---

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

事 務	特 定 個 人 情 報
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 重度心身障害者等に対する医	障害者関係情報であって規則で定めるもの

療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「国民健康保険関係情報」という。）
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）
	子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当支給関係情報であって規則で定めるもの

	重度心障害者等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの（以下「重度心身障害者等医療費助成関係情報」という。）
	子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	重度心身障害者等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
	国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）及び掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和7年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第18条 （略）	(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第19条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 （略） （病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第18条 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第19条 任命権者は、掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）第25</u>

条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 掛川市職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が別に定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職

員に対する意向確認等) <u>第19条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第19条の2</u> （略） （委任） 第20条 （略）	員に対する意向確認等) <u>第19条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 （略） （勤務環境の整備に関する措置） <u>第19条の3</u> （略） （<u>会計年度任用職員の勤務時間等</u>） <u>第19条の4</u> 地方公務員法第22条の2第1項に規定する<u>会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に条例で定める。</u> （委任） 第20条 （略）
--	---

（掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）掛川市職員の定年等に関する条例（平成17	（育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）掛川市職員の定年等に関する条例（平成17

年掛川市条例第21号) 第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて、育児休業の承認の請求の際、次のいずれかに該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（別で定める会計年度任用職員を除く。）

ア 次のいずれにも該当する会計年度任用職員

- (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない会計年度任用職員

- (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める会計年度任用職員

イ 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子につ

年掛川市条例第21号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

- (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

- (4) 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

- (5) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

- (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子につ

いて当該会計年度任用職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下同じ。)において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(4) 掛川市職員の定年等に関する条例（平成17年掛川市条例第21号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項に規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(5) 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合
会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）が当該会計年度任用職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法

いて当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合
非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律

その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合に当該会計年度任用職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該会計年度任用職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達日

ア 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに

の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当

相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か

して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ （略）

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達

月到達日の翌日（当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) (略)

(4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号。以下「給与条例」という。）第31条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職場復帰後における号

日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号。以下「給与条例」という。）第31条第1項に規定するそれぞれの基準日又は掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年掛川市条例第8号）第6条第1項（同条例第11条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与条例第34条第1項に規定するそれぞれの基準日又は掛川市会計年度任用職員の給与等に関する条例第6条第1項（同条例第11条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職場復帰後における号

給の調整)

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号、第2号及び第4号に掲げる職員とする。

（部分休業をすることができない職員）

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の際、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が別に定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

（部分休業の承認）

第22条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）第15条の規定による特別休暇（生後1年に達しない子に授乳等を行う場合に限る。）又は同条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとす

給の調整)

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。

（部分休業をすることができない職員）

第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して市長が別に定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

（第1号部分休業の承認）

第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）第15条の規定による特別休暇（生後1年に達しない子に授乳等を行う場合における特別休暇に限る。）又は同条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時

る。

間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員(会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員であつて、その報酬が時間額で定められてる者に限る。)を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 第14条の規定は、部分休業について準用する。 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) 第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければなら	第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第22条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) 第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければな
---	--

ない。 2 (略)	らない。 2 (略)
--------------	---------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の掛川市職員の育児休業等に関する条例第22条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年掛川市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(給与の減額) 第19条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、<u>有給休暇</u>による場合その他その勤務しないことにつき、<u>特に承認のあった場合</u>（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾	(給与の減額) 第19条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、<u>休暇</u>による場合その他その勤務しないことにつき<u>特に承認のあった場合</u>（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないこと

病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり、日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第 8 8 号

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年掛川市条例第 7 号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する

条例

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年掛川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額） 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に前条に規定する選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額とする。 （選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払） 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出を	（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払） 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額） 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に前条に規定する選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額とする。 （選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払） 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出を

した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合は、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に1を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合は、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に1を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 89 号

掛川市消防団条例の一部改正について

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

掛川市消防団条例の一部を改正する条例

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（定員） 第2条 団員の定数は、 <u>700人</u> とする。	（定員） 第2条 団員の定数は、 <u>600人</u> とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 9 0 号

東遠学園組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、東遠学園組合規約を裏面のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

掛川市長 久 保 田 崇

東遠学園組合規約の一部を変更する規約

東遠学園組合規約（昭和45年静岡県指令地第185号）の一部を次のように変更する。

第3条第7号、第9号及び第10号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この規約は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 9 1 号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市老人福祉センター）

掛川市老人福祉センター条例（平成17年掛川市条例第106号）第12条第2項の規定により、掛川市老人福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市 老人福祉センター山王荘	浜松市中央区常盤町 132番地の18	中部ビル保善株式会社 代表取締役 石井宏司	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
掛川市 大須賀老人福祉センター			

議案第 9 2 号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ききょう荘）

掛川市ききょう荘条例（平成17年掛川市条例第107号）第 8 条第 2 項の規定により、掛川市ききょう荘の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市ききょう荘	掛川市大池648番地	社会福祉法人 掛川社会福祉事業会 理事長 中山礼行	令和 8 年 4 月 1 日から 令和11年 3 月31日まで

議案第 9 3 号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市児童館）

掛川市児童館条例（平成17年掛川市条例第110号）第12条第2項の規定により、掛川市児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市大東児童館	浜松市中央区常盤町 132番地の18	中部ビル保善株式会社 代表取締役 石井宏司	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
掛川市大須賀児童館			

議案第 9 4 号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市自転車等駐車場）

掛川市自転車等駐車場条例（平成17年掛川市条例第85号）第17条第2項の規定により、掛川市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川駅北第 1 自転車等駐車場	東京都品川区西五反田二丁目20番 4 号	タイムズ24グループ 代表法人 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川光一	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
掛川駅北第 2 自転車等駐車場			
掛川駅南自転車等駐車場			

議案第 9 5 号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市駅周辺駐車場）

掛川市駅周辺駐車場条例（平成17年掛川市条例第86号）第17条第2項の規定により、掛川市駅周辺駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

掛川市長 久 保 田 崇

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川駅北駐車場	東京都品川区西五反田 二丁目20番4号	タイムズ24グループ 代表法人 タイムズ24 株式会社 代表取締役 西川光一	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
掛川駅南第 1 駐車場			
掛川駅南第 2 駐車場			

議案第 9 6 号

公の施設の指定管理者の指定について（掛川大手門駐車場）

掛川大手門駐車場条例（平成17年掛川市条例第87号）第15条第2項の規定により、掛川大手門駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川大手門駐車場	東京都品川区西五反田 二丁目20番4号	タイムズ24グループ 代表法人 タイムズ24 株式会社 代表取締役 西川光一	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第 9 7 号

公の施設の指定管理者の指定について（森林果樹公園）

掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）第25条第2項の規定により、森林果樹公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
森林果樹公園	浜松市中央区丸塚町 541番地の20	遠鉄アシスト株式会社 代表取締役 米田典弘	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について（掛川城公園駐車場）

掛川城公園駐車場条例（平成27年掛川市条例第39号）第15条第2項の規定により、掛川城公園駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川城公園駐車場	東京都品川区西五反田 二丁目20番4号	タイムズ24グループ 代表法人 タイムズ24 株式会社 代表取締役 西川光一	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

令和 6 年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度掛川市水道事業会計未処分利益剰余金374,987,930円のうち、200,000,000円を資本金に組み入れ、100,000,000円を建設改良積立金に積み立て、剰余を繰り越すものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 提出

掛川市長 久 保 田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,958,510,722	182,461,758	374,987,930
議会の議決による処分額	200,000,000		△300,000,000
資本金への組入	200,000,000		△200,000,000
建設改良積立金の積立			△100,000,000
処分後残高	13,158,510,722	182,461,758	74,987,930

議案第100号

令和6年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について

令和6年度掛川市公共下水道事業会計未処分利益剰余金49,864,657円のうち、10,195,848円を資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

令和7年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,312,977,850	1,920,147,307	49,864,657
議会の議決による処分額	10,195,848		△10,195,848
資本金への組入	10,195,848		△10,195,848
(減債積立金の取崩し)			10,195,848
減債積立金の積立			△10,195,848
処分後残高	2,323,173,698	1,920,147,307	39,668,809

議案第 101 号

令和 6 年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分について

令和 6 年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計未処分利益剰余金1,918,855円のうち、391,408円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 8 月 29 日提出

掛川市長 久保田 崇

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	22,955,526	0	1,918,855
議会の議決による処分数額	391,408		△391,408
資本金への組入	391,408		△391,408
(減債積立金の取崩し)			391,408
減債積立金の積立			△391,408
処分後残高	23,346,934	0	1,527,447

報告第 4 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

掛川市長 久 保 田 崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.87)	— (16.87)	7.9 (25.0)	14.1 (350.0)

備考

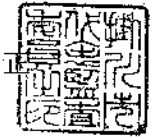
- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算定されない場合は、「—」と表示した。
- 2 括弧内の数値は、早期健全化基準を表示した。



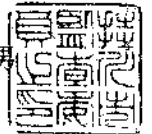
掛 監 査 第 13 号
令和 7 年 8 月 19 日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 杉 山



掛川市監査委員 山 本 行 男



令和 6 年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度健全化判断比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1. 審査の対象

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期日

令和 7 年 7 月 31 日

3. 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4. 審査の結果

審査に付された令和 6 年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、計上すべき実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないものと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準内であることが認められた。

(単位：％)

健全化判断比率	令和 6 年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	11.87
連結実質赤字比率	—	16.87
実 質 公 債 費 比 率	7.9	25.0
将 来 負 担 比 率	14.1	350.0

報告第5号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、掛川市水道事業会計、掛川市簡易水道事業会計、掛川市公共下水道事業会計、掛川市農業集落排水事業会計及び掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の令和6年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和7年8月29日提出

掛川市長 久保田 崇

（単位：％）

会 計 の 名 称	資金不足比率
掛川市水道事業会計	—
掛川市簡易水道事業会計	—
掛川市公共下水道事業会計	—
掛川市農業集落排水事業会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示した。



掛 監 査 第 6 号
令和 7 年 8 月 19 日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市監査委員 杉 山



掛川市監査委員 山 本 行 男



令和 6 年度資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和 6 年度掛川市水道事業会計、掛川市簡易水道事業会計、掛川市公共下水道事業会計、掛川市農業集落排水事業会計及び掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の資金不足比率を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和 7 年 6 月 6 日

3 審査の方法

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員の説明を聴取した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認められた。

審査の結果、各会計における令和 6 年度の資金の不足額は生じておらず、計上すべき資金不足比率は算定されないものと認められた。

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
掛川市水道事業会計	—
掛川市簡易水道事業会計	—
掛川市公共下水道事業会計	—
掛川市農業集落排水事業会計	—
掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計	—

